

四日市市告示第 209 号

都市公園の供用区域を変更するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、「別紙図面」は省略し、四日市市 都市整備部 市街地整備・公園課において縦覧する。

平成29年 4月 1日

四日市市長 森 智広

公園名	位置及び区域	供用開始の期日
猿法師公園	四日市市泊町96番3他	平成29年3月31日
垂坂公園・羽津山緑地	四日市市垂坂町、大字羽津甲地内	平成29年3月31日

(都市整備部 市街地整備・公園課)